

平成25年6月21日

受益者の皆さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

**「三井住友・日本株Newバリュートープン」
繰上償還（予定）のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております弊社の投資信託について、信託約款の規定に基づき、下記の通り繰上償還を実施させていただく予定ですのでお知らせいたします。

お手数ですが、この書面をお読みになり、内容を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

敬具

記

：繰上償還を行う投資信託の名称

「三井住友・日本株Newバリュートープン」

：繰上償還の概要

1. 繰上償還理由

上記ファンドの受益権口数が、信託約款の繰上償還に関する規定の5万口を下回っている状態が長期間継続しており、今後もファンド残高の回復が見込み難いとの判断から、信託約款の規定に従い、受益者の皆さまのご意向を確認させていただいたうえで、繰上償還を行わせていただくものです。

2. 繰上償還予定日

平成25年8月30日

3. 異議申立手続等

この繰上償還に関して異議のある受益者は、平成25年6月21日から平成25年7月26日までに、弊社に対し書面をもってその旨をお申し出ください。上記の繰上償還にご同意いただける場合は、特別な手続は必要ありません。

上記期間内に、異議のお申し出のあった受益者の受益権の口数が平成25年6月21日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、平成25年8月30日に繰上償還を行います。

この場合、異議のお申し出をされた受益者は、平成25年8月2日から平成25年8月21日までの間に、ご自身の受益権を、公正な価額で信託財産をもって買い取るよう受託会社に請求することができます。

<補足説明>

【1. 異議申立結果と繰上償還について】

前記の通り、異議のお申し出のあった受益者の受益権の口数が受益権総口数の2分の1を超えない場合に繰上償還が行われます。2分の1を超えた場合は、繰上償還は行わず、繰上償還を行わない旨を公告し、また、速やかに受益者の皆さまに書面でお知らせします。

【2. 買取請求について】

この繰上償還が予定通り行われることとなった場合、異議を申し立てられた受益者は、弊社より別途ご案内する方法により、ご自身の受益権を、信託財産をもって買い取るよう受託会社に対して請求することができます。(異議を申し立てられた場合であっても買取請求をしなければならないものではありません。)

その際の買取価額は、一部解約に準じて、受益者からの買取請求の必要書類を受託会社が受理した日を、信託の一部解約の請求受付日として計算される解約価額とさせていただきます。

なお、課税対象額がある場合には税額が差し引かれます。また、受託会社より買取り代金をお支払いする際に、振込手数料等の費用が差し引かれます。

：異議申立の方法

繰上償還に関して異議のある受益者は、弊社に対し書面をもってその旨をお申し出ください。
(異議がない場合は書面の送付等は不要です。)

異議申立期間	平成25年6月21日から平成25年7月26日まで (ご注意) 異議申立は、平成25年7月26日弊社到着分までを有効とさせていただきます。
書面の記載内容	次の～を記載してください。 住所、氏名(署名、捺印)、電話番号(日中連絡先)、ファンド名、取扱販売会社名、取引店、口座番号*、繰上償還について反対する旨 *ファンドに関し、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有するすべての取引店、口座番号をご記入ください。 上記の記載内容に不備がある場合には、異議の申立を受け付けできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
書面の送付先	〒105-6228 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階 三井住友アセットマネジメント株式会社 ディスクロージャー部「繰上償還」係

：個人情報取得の目的および取扱販売会社への提供

弊社が取得する、異議を申し立てられる受益者に関する個人情報(異議申立書等の書類に記載された一切の個人情報を含みます。)は、異議を申し立てられた受益者の受益権の合計口数の確認のために必要な範囲で利用します。弊社はかかる情報を、受益権の口数等の確認を行う目的のため取扱販売会社に対して提供します。

：本件に関するお問い合わせ先

本件に関してご不明な点は下記にお問い合わせください。

フリーダイヤル 0120-88-2976

三井住友アセットマネジメント株式会社

(平成25年6月21日から平成25年7月26日までの営業日の9:00~17:00)

以上